ロ　他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の合計数の割合が百分の五十を超えていること。

(1)　自己の役員（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二条第三項第三号に規定する役員をいう。）

(2)　自己の業務を執行する社員

(3)　自己の使用人

(4)　(1)から(3)までに掲げる者であつた者

ハ　自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ　他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ　その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

4　会社等及びその一若しくは二以上の子会社等又は当該会社等の一若しくは二以上の子会社等が財務及び事業の方針の決定を支配している他の会社等は、前二項の適用については、当該会社等の子会社等とみなす。

5　令第一条の二第六号ロに規定する内閣府令で定める割合は、百分の二十とする。

第一条の四中「貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同条第一号中「第一条の二第一項第二号」を「第一条の二の二第一項第二号」に改める。

第五条の三の二第一項第二号中「第一条の二の三第六項」を「第一条の二の四第六項」に改める。

第十条の十六第二号中「第一条の二の二第二号」を「第一条の二の三第二号」に改める。

第十条の十六の二中「第一条の二の三第二項」を「第一条の二の四第二項」に、「第一条の二の三第三項」を「第一条の二の四第三項」に改める。

第十条の二十一第一項第八号中「第一条の二の二第二号」を「第一条の二の三第二号」に改める。

第十条の二十四第一項第一号、第十条の二十四の二、第十条の二十五第三項第四号及び第十条の二十五の二中「第一条の二の二第三号」を「第一条の二の三第三号」に改める。

第二十三条第六項第二号イ、第二十六条の四第六項第二号イ、第二十六条の九第六項第二号イ、第二十六条の十四第六項第二号イ及び第二十六条の二十第六項第二号イ中「第一条の二第一項第二号」を「第一条の二の二第一項第二号」に改める。

第三十条の十二及び第三十条の十四第二項中「第一条の二の二各号」を「第一条の二の三各号」に改める。

別紙様式第六号2．を次のように改める。

2．残貸付債権の状況及び債権回収方針

（　年　月　日現在）

	残貸付債権	債務者数
合　計	千円	人
うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
（債権回収方針）		
自主回収（予定）	千円	人
うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
取立委託（予定）	千円	人
うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
債権譲渡（予定）	千円	人
うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
その他（　　）	千円	人
うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人

（記載上の注意）

1　「うち施行令第1条の2第6号該当」には、次に掲げる貸付けに係る残貸付債権の合計額及び債務者数の合計数を記載すること。

①　貸金業法施行令第1条の2第6号イに掲げるものとして、同号に規定する会社等が当該会社等を含む同一の会社等の集団に属する他の会社等に対して行う貸付け

②　貸金業法施行令第1条の2第6号ロに掲げるものとして、同号に規定する会社等を含む2以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき他の会社等の経営を共同して支配している場合において、当該会社等が当該他の会社等に対して行う貸付け

2　債務者数には残貸付債権に対応する債務者の数を記載すること。

3　「その他（　）」には、例えば債権放棄など具体的な方針を記載すること。

別紙様式第八号の二17(1)記載上の注意1及び同様式17(2)記載上の注意1中「第1条の2の3第4項」を「第1条の2の4第4項」に改め、同様式18(1)記載上の注意及び同様式18(2)記載上の注意1中「第1条の2の3第5項」を「第1条の2の4第5項」に改める。

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第二条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第六号中「行われる信託」の下に「（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補**塡**の契約のある金銭信託を除く。）」を加える。

第十四条第四項第一号イ中「行われる信託」の下に「（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補**塡**の契約のある金銭信託を除く。）」を加える。

第十六条第一項第七号の二ハ中「補てん」を「補**塡**」に改める。

附　則

この府令は、貸金業法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

府令・省令

○内閣府・農林水産省令第三号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第四十二条の規定を実施するため、農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年三月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令の一部を改正する命令

農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令（平成十七年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。